

## 令和 5 年度 スマートグリーンハウス展開推進(全国実態調査および優良事例調査)の 業務委託に係る公募要領(案)

### 1 総 則

令和 5 年度 スマートグリーンハウス展開推進の全国実態調査および優良事例調査に係る業務委託の公募の実施については、この要領に定める。

### 2 公募対象の委託業務等

委託業務の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 業務の目的

このたび、一般社団法人日本施設園芸協会(以下、「当協会」という)では、農林水産省の補助事業「令和 5 年度 スマートグリーンハウス展開推進」を実施することとなった。同事業では、データ駆動型農業を実践した施設園芸「スマートグリーンハウス」への転換に取り組んだ産地で得られた転換の手法及びその成果を横断的に取りまとめ、全国に波及させることを目的としている。

その取り組みのうち、全国における施設園芸・植物工場の設置および経営状況に関する実態調査業務および優良事例調査について、当協会は業務実施団体に委託して実施する。

#### (2) 委託業務内容

スマートグリーンハウスへの転換を推進するための資料として、以下の全国実態調査および優良事例調査を実施し、報告書を作成する。

全国実態調査については、高度な生産システム・情報利用システムを導入した大型施設園芸や、人工光型植物工場における導入設備、経営状況および課題と改善に関する実態調査をアンケートにより実施し、報告書に取りまとめる。

また、優良事例調査については、民間事業者などによる優良事例を太陽光型植物工場1ヶ所以上、併用型植物工場1ヶ所以上および人工光型植物工場1ヶ所以上を選定し、施設・経営の概要および特長や経営・技術上の工夫などについて、調査・解析し、報告書にとりまとめる。

いずれも、当協会ホームページで公開している「令和4年度 スマートグリーンハウス展開推進事業報告書(別冊 1)」(<https://jgha.com/dl/>以下)を参考にすることとする。

なお、調査対象・調査項目の選定、調査結果のとりまとめに際しては、当協会と十分な打合せを行って実施する。

### 3 応募団体の要件

本業務への応募は、民間団体(民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益

社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等)とし、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、業務を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本業務に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

#### 4 委託対象経費の範囲

委託の対象となる経費は、(別表)「令和5年度スマートグリーンハウス展開推進 業務委託に係る対象経費」のとおりとする。

提案に当たっては、委託業務実施期間中における所要額を算出することとするが、実際に交付される委託費の額は、申請書類に記載された業務実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなるので、必ずしも提案額とは一致しない。申請委託金額については、千円単位で計上することとする。委託費の支払いは、原則として、委託業務終了後の精算払いとする。

#### 5 申請できない経費

委託業務の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請することができない。

- (1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- (2) 業務支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費(雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当)
- (3) 業務の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

#### 6 委託費の額

委託対象となる経費は、原則として 5,300 千円以内とし、この範囲内で委託業務の実施に必要な委託費を支払う。なお、申請のあった金額については、委託対象経費等の精査により減額することがある。

#### 7 委託業務実施期間

業務委託契約日から令和6年2月29日(木)までとする。

#### 8 応募書類の作成等

- (1) 令和5年度スマートグリーンハウス展開推進(全国実態調査および優良事例調査)の業務委託に係る応募申請書(別紙様式1号および別紙様式2号)
- (2) 契約に係る指名停止等に関する申立書(別紙様式第3号)
- (3) 提出者の概要(団体概要等)がわかる資料  
ア 民間企業:会社履歴、直近2年間の財務諸表、業務報告書、パンフレット等

イ 公益法人等:定款又は寄付行為、業務方法書、業務報告書、直近2カ年間の収支決算書及び貸借対照表、パンフレット等

ウ 過去に関連する取組を実施したことがある場合、その内容が確認できる書類

## 9 応募申請書等の提出期限等

(1) 提出期限:令和5年8月4日(金) 午後5時(必着)

(2) 応募申請書等の提出場所及び業務の内容等に関する問い合わせ先

〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-6-17山一ビル4階

一般社団法人日本施設園芸協会

スマートグリーンハウス展開推進担当(岡田、土屋) 電話 03-3667-1631

(3) 提出部数

令和5年度スマートグリーンハウス展開推進(全国実態調査および優良事例調査)の業務委託に係る応募申請書(別紙様式1号および別紙様式2号) 1部

契約に係る指名停止等に関する申立書(別紙様式3号) 1部

提出者の概要(団体概要等) 1部

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 応募申請書等に使用する言語は日本語とする。

イ 応募申請書等の書類の提出は、原則として郵送又は宅配便とするが、やむを得ない場合には、提出場所での窓口受付も可能とする。ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けない。

ウ 申請書類を郵送等する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法による。

エ 応募申請書等の提出書類は、返還しない。

オ 提出期限に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効となる。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領等を熟読のうえ、注意して作成すること。

カ 申請書類の差替えは認めない。

キ 応募団体の要件を有しない者が提出した応募申請書等は、無効とする。

ク 応募申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 10 業務委託候補者の選定について

(1) 審査方法

提出された申請書類については、当協会担当部署等において書類確認、事前整理等を行った後、当協会が設置する委託候補者選定審査委員会において別添「令和5年度スマートグリーンハウス展開推進(全国実態調査および優良事例調査)の業務委託審査基準等について」に基づき審査を行い、応募申請書等を提出した者の中から、業務委託先となり得る業務実施団体候補(以下「業務委託候補者」という。)を選定するものとする。

なお、当協会会長は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に提示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができる。

#### (2) 審査結果の通知等

当協会会長は委託候補者選定審査委員会の審査結果報告に基づき、業務委託候補者となった者に対し、その旨を、それ以外の応募申請者に対しては候補とならなかった旨をそれぞれ通知するものとする。

本通知は、業務委託先の候補となったことを知らせるものであり、業務委託は、別途、必要な契約手続きを経て、正式に決定される。

### 11 業務実施団体に係る責務等

業務委託の契約を受けた業務実施団体は、業務の実施及び委託費の執行に当たっては、以下の条件を守らなければならない。

#### (1) 業務の推進

業務実施団体は、業務実施上の運営管理、業務成果の公表等、業務の推進全般についての責任を持たなければならない。

#### (2) 委託費の経理管理

業務実施団体は、委託費の管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等に基づき、適正に執行しなければならない。

業務実施団体は、委託業務の実施に当たっては、委託業務と他の業務の経理を区分し、委託費の経理を明確にしなければならない。

#### (3) 委託業務成果等の報告及び発表

この委託業務により得られた業務成果及び委託費の使用結果については、「一般社団法人日本施設園芸協会 令和5年度スマートグリーンハウス展開推進(全国実態調査および優良事例調査)に係る実施要領(令和5年度 日施園第80号 令和5年7月5日)」に基づき、当協会に報告しなければならない。また、当協会は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、公表できるものとする。

加えて、新聞、図書、雑誌論文等による業務成果の発表に際しては、当協会と事前に協議の上、本委託業務による成果であることを必ず明記し、公表した資料については当協会に提出しなければならない。

#### (4) その他

その他当協会の定めるところにより義務が課されることがある。